

5 農振第 2412 号  
令和 6 年 1 月 9 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和 6 年能登半島地震における災害報告について

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地D第 1130 号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 5 第 1 項に基づく災害報告において、都道府県知事は、被害報告書（以下「確定報告」という。）を 3 週間以内に提出することが望ましいとしています。

しかしながら、この度の令和 6 年能登半島地震により甚大な被害にあわれた県では、農地・農業用施設の被害調査を行うことが極めて困難な状況と考えられることから、県からの被害報告は、県が被害を把握した時点で随時行っていただくとともに、確定報告は、県が全被害を確認した時点で提出していただくなど弾力的に対応するので御承知願います。

また、現在も地震が続いており、道路などの被害も甚大であることから、農地・農業用施設等の被害調査においては、被災地域の状況を十分に考慮し、安全を最優先にしながら実施するようお願いします。

このことについて、貴局管内各県に通知するとともに、各県から管内市町村等に周知いただくよう御依頼願います。

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 9 日

北陸農政局農村振興部防災課長 殿

農村振興局整備部防災課災害対策室長

「令和 6 年能登半島地震における災害報告について」に係る補足について

今般発生した令和 6 年能登半島地震により、地盤の液状化などによるパイプライン継手の離脱など目視できない地下埋設部分の施設が大きく被害を受けている可能性があります。

このため、春の作付け期前に施設機能を確認するために事前通水を行った際、また、春の作付け期に通水した際などに、施設の被害が初めて確認されることも十分想定されます。

このことから、「令和 6 年能登半島地震における災害報告について」（5 農振第 2412 号（令和 6 年 1 月 9 日付け農村振興局防災課長通知）に関し、被害箇所の災害復旧が着実に行われるよう、県からの確定報告は、春の作付け期など営農を開始した段階で初めて確認された被害も含めて、全被害が確認された時点で提出していただくこととするのでよろしくお願いします。

このことについて、貴局管内各県に周知するとともに、各県から管内市町村等に周知されるよう御依頼願います。